

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第575号）

2021年10月15日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

## ■ 直近の重要政策

**金融政策**

- ✓ 石炭火力発電業界の正常な生産と商品市場における秩序のある流通へのサポート、経済運営の安定確保に係る事項に関する中国銀保監会の通知（中国銀行保険監督管理委員会、10/4）

**産業政策**

- ✓ 仮想通貨のマイニング活動の取り締まりに関する国家発展改革委等部門の通知（国家発展改革委員会、9/24）

**最低賃金**

- ✓ 中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移（10/12）

## ■ 注目トピックス

## 中国人民銀行、信用調査業務管理規則を発表、フィンテック企業に照準

中国人民銀行は2021年9月30日、『信用調査業務管理弁法』<sup>1</sup>（以下、管理規則）を公布しました。管理規則は現行の『信用調査業管理条例』（国務院2013年1月公布、3月施行）、『信用調査機関管理弁法』（中国人民銀行2013年11月公布、12月施行）を補完するとともに、『個人情報保護法』（今年11月施行）、『データ安全法』（今年9月施行）、『インターネット安全法』（別名：サイバーセキュリティー法。2017年6月施行）などの方針に即したものであり、2022年1月1日より施行されます。

管理規則が打ち出された背景について、中国人民銀行の責任者は記者会見で、「デジタルエコノミーの発展に伴い、ビッグデータやフィンテック関連の新技术等が信用調査分野に幅広く応用され、大量のオルタナティブ（代替）データ<sup>2</sup>が収集され、企業と個人の信用状況に対する分析と判断に用いられているため、現在の信用調査活動は既に借入情報の共有という従来の範疇を超えた。これに加え、小規模零細企業向け融資、ロングテール層顧客（小口の取引先）向けインクルーシブファイナンスをめぐってより高い質の信用調査サービスが求められる中、現行の法体制ではもはや信用調査分野における新業態と新たな動きをカバーできない」と説明しました。

適用対象となる信用調査業務について、管理規則第3条は「企業（法人及び非法人組織）や個人の信用情報に対し、収集、整理、保存、加工

## みずほ中国WeChat公式アカウント



中国内外の経済・ビジネス動向に関するレポートや、銀行からのご案内を発信しています。

<sup>1</sup> 中国語原文は以下の URL よりダウンロードできます。

<http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/144957/4354378/index.html>

<sup>2</sup> 従来のソースと異なるデータソースから収集された情報。モバイル決済情報や POS データ、SNS・Web データなどが代表例

を行い、情報使用者に対しその情報を提供する活動を指すとされています。対象となる信用情報には借入情報等に加え、関連情報から導いた分析評価情報も盛り込まれています。

また、個人信用調査業務の展開は中国人民銀行から許可を取得する必要がありますが、企業信用調査業務と信用格付け業務の展開は届け出手続きをすれば可能とされています。現在、中国人民銀行から承認された個人信用調査機関は2社、届け出した企業信用調査機関は134社、信用格付け機関は59社となっています。

他方、第6条では「信用調査業務及び関連活動は情報主体の合法的な権益を保護し、情報の安全を確保し、信用情報の漏洩や紛失、毀損または乱用を防止しなければならず、国家機密に害し、プライバシー及び商業秘密を損害してはならない」とし、第12条では個人信用情報の収集について情報使途の十分な告知を前提として個人の同意を得る必要がある(法令規則に基づき公開された情報を除く)としており、個人情報保護法等の基本方針と一致しています。

更に、インターネット企業やビッグデータ分析企業、金融機関による業務連携モデルの調整に一定の時間がかかることを考慮し、当局は管理規則に準備のための移行期間を設けています。第51条は「管理規則が施行されるまでに個人信用調査業務の許可を取得していない、または企業信用調査業務の届け出手続きを完了していないが、信用調査業務を取り扱っている機関は管理規則の施行日から18カ月内(2023年6月末まで)に法令順守のための是正を完了しなければならない」としています。

非営利性の情報サービスが管理規則の適用対象外であることにもご注意ください。たとえば、公的機関が職責に基づき金融機関に対し個人、企業情報を提供することや、自動車ディーラー、不動産仲介業者等が法に従い金融機関の代わりに顧客情報を収集しているが、顧客情報の分析、処理により営利活動を実施していない場合は、管理規則を適用しません。一方、オンラインレンディングを手掛けるインターネット企業の場合、その信用調査活動等は管理規則を適用します。

管理規則の要点については以下の通りです。

## □ 管理規則の要点

### 信用情報の定義

- ✓ 金融等の活動に対しサービスを提供し、企業及び個人の信用状況を判断するために、法に従い収集した基本情報や借入情報、その他の関連情報及びこれらの情報から導いた分析評価情報を指す(第3条)

### 信用情報の収集

- ✓ 個人信用情報の収集は、合法的で、正当な方式で、「必要最小限」の原則に則り実施しなければならず、過度な情報収集は禁止される(第7条)
- ✓ 信用調査機関は以下の方式で信用情報を収集してはならない(第8条)
  - (1) 欺瞞、脅迫、誘導
  - (2) 情報主体に対する料金請求
  - (3) 違法なルート経由の情報収集
  - (4) 情報主体の合法的な権益を損害するその他の方式
- ✓ 情報提供者が信用調査機関に対し信用情報を提供する場合、信用調査機関はその情報のソースや信憑性、安全性、情報主体の授権有無などに対し必要な審査を実施すべく関連制度を確立しなければならない(第9条)
- ✓ 個人信用調査機関は、個人信用情報の収集、整理、加工及び分析につき連携する情報提供者を中国人民銀行に報告しなければならない。情報提供者は個人信用情報の取り扱いにつき、個人信用調査機関からのリスク評価と中国人民銀行からの照合を受けなければならない(第14条)

## 信用情報の提供と使用

- ✓ 信用調査機関は情報使用者の身分、業務資格、信用情報の用途などに対し必要な審査を実施しなければならない（第 22 条）
- ✓ 情報主体は情報にミス、漏れがあると判断する場合、信用調査機関若しくは情報提供者に対し異議申立てを行う権利を有する。自身の合法的な権益を損害すると認識する場合、所在地の中国人民銀行支店に対し苦情を提出することが可能である（第 26 条）
- ✓ 信用調査機関はネガティブ情報の削除若しくは収集を理由に情報主体に対し料金を請求してはならない（第 27 条）
- ✓ 信用調査機関が提供した信用報告書などには、調査された信用情報を客観的に表示し、関連内容及び専門用語に解釈と説明を付けなければならない。情報主体は信用調査機関に対し信用報告書に注釈と声明を追加するよう求める権利を有する（第 28 条）
- ✓ 信用調査機関は、信用情報調査、信用評価、詐欺防止関連のサービス等を提供する場合、中国人民銀行若しくは所在省都の支店に対し、以下の事項を報告しなければならない（第 31 条）
  - (1) 信用報告書の見本と内容
  - (2) 信用評価サービス等に関する評価方法、モデル、主要素
  - (3) 詐欺防止サービス等に関するデータソース、虚偽情報の認定基準
- ✓ 信用調査機関は以下の活動を実施してはならない（第 32 条）
  - (1) 信用評価結果を保証する
  - (2) 信用評価結果に関する示唆的な文言を使ってサービス等を宣伝する
  - (3) 当局若しくは業界団体の同意を得ていないにもかかわらず、その名を借りて PR を行う
  - (4) 脅迫、欺瞞、誘導の方式で情報主体若しくは情報使用者に対し信用調査サービス等を提供する
  - (5) 信用調査サービス等に対し虚偽の宣伝を行う
  - (6) 信用調査業務の客観性と公正性に影響するその他の信用調査サービス等を提供する

## 信用情報の安全

- ✓ 信用調査機関は、中国域内で信用調査業務及び関連活動を展開し、収集した企業及び個人の信用情報を域内に保存しなければならない（第39条）
- ✓ 信用調査機関は中国域外の情報使用者に対し企業信用情報の調査サービスを提供する場合、信用情報が越境貿易、ファイナンスなどの合理的な分野に利用され、国家安全に危害を加えないことを確保するよう情報使用者の身分、信用情報の用途に対し必要な審査を実施しなければならない（第40条）
- ✓ 信用調査機関は中国域外の信用調査機関と連携する場合、連携協定書の締結後、業務展開前に、連携協定書を中国人民銀行に報告しなければならない（第41条）

## 監督管理

- ✓ 信用調査機関は、以下の事項を公開しなければならない（第 42 条）
  - (1) 収集した信用情報の種別
  - (2) 信用報告書の基本様式
  - (3) 異議申立対応の流れ
  - (4) 中国人民銀行が公開の必要があると判断したその他の事項

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

### 金融政策

#### 石炭火力発電業界の正常な生産と商品市場における秩序のある流通へのサポート、経済運営の安定確保に係る事項に関する中国銀保監会の通知

(原文：中国银保监会关于服务煤电行业正常生产和商品市场有序流通 保障经济平稳运行有关事项的通知)

銀保監発 [2021] 42 号

中国銀行保険監督管理委員会 2021 年 10 月 4 日公布

#### 【主要内容】

- 石炭火力発電や石炭、鉄鋼、非鉄金属など関連企業の合理的な資金調達ニーズを満たす。山西、陝西、内モンゴル、新疆など主要石炭産地及び重点石炭企業による発電用石炭の供給増加を支持する。鉄鋼、非鉄金属などの従来型産業の高度化を支援する
- 銀行・保険資金による商品市場の正常な秩序のかく乱を厳格に防止する。融資資金の転用または理財、信託商品などを通じた石炭、鉄鋼、非鉄金属などのコモディティや名酒、銘茶などの高級商品への投機売買を禁止する。銀行・保険資金がルールに反し証券・先物市場に流入し、コモディティの価格に影響することを禁止する。条件を満たす石炭火力発電、石炭など関連企業及びプロジェクトに対する無断での融資中止を禁止し、駆け足の行き過ぎたCO2（二酸化炭素）排出削減活動や柔軟性に欠ける融資政策の実施を防止する
- 単一顧客に対するクレジットカードの発行枚数と与信枠を厳格に抑制し、過度な分割払いの誘導などによる顧客の過大な借金を助長してはならない。銀行は「墓地購入ローン」や「美容整形ローン」、「結納金ローン」などの社会風紀を害し、歪んだ風習を助長する消費者金融商品を開発してはならない
- 生産能力が過剰な分野、赤字経営が続き、市場競争力が失ったゾンビ企業への融資支援を厳禁する
- 各銀行、保険会社は2021年12月31日までに中国銀行保険監督管理委員会及び出先機関に対し自社の検査、是正結果を報告しなければならない
- 中国銀行保険監督管理委員会は特別検査、抜き取り検査などの方式で、銀行・保険資金による投機売買や買い占め、価格つり上げへの転用などの違法行為に対する取り締まりを行う

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/governmentDetail.html?docId=1011374&itemId=861&generalType=1>

### 産業政策

#### 仮想通貨のマイニング活動の取り締まりに関する国家発展改革委等部門の通知

(原文：国家发展改革委等部门关于整治虚拟货币“挖矿”活动的通知)

发改運行 [2021] 1283 号

国家発展改革委員会等 2021 年 9 月 24 日公布

#### 【主要内容】

- 各地政府は地元の仮想通貨のマイニング活動につき、既存と建設中のプロジェクトを把握し、プロジェクトリストを作成しなければならない
- エネルギー消費強度と総量の抑制状況を評価する際、新設された仮想通貨のマイニングプロジェクトのエネルギー消費量を倍にして計上する
- 仮想通貨のマイニングを『産業構造調整指導目録（2019年本）』の「淘汰類」に追加し、期限付き淘汰を義務付け、関連事業への投資を禁止する
- データセンターの名義で仮想通貨のマイニングを行ってはならない。仮想通貨のマイニングと、ブロックチェーン、ビッグデータ、クラウドコンピューティングなどの産業との線引き明確にする。デジタルエコノミーや戦略的新興産業の発展などの名義で仮想通貨のマイニングを宣伝したり、プロジェクトを拡大したりすることを禁止する

- 仮想通貨のマイニングを行う企業に対する電力などのエネルギー供給を厳格に制限する。その企業による自家発電設備の導入を禁止する
- 仮想通貨のマイニング活動に対する金融、財政・税制、家賃、水・電気代などの面における全ての支援策を中止する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202109/t20210924\\_1297474.html?code=&state=123](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202109/t20210924_1297474.html?code=&state=123)

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)



## ■ 中国各地の最低月額賃金

現時点の中国各省・自治区・直轄市の最低月額賃金につきましては、以下の図表の通りとなります。

【図表】中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移

(単位：元)

	省市名	最新調整月	2021年	2020年	2019年	2018年	2017年
華北	北京	2021年8月	2,320	2,200	2,200	2,120	2,000
	天津	2021年7月	2,180	2,050	2,050	2,050	2,050
	河北	2019年11月	1,900	1,900	1,900	1,650	1,650
	山西	2021年10月	1,880	1,700	1,700	1,700	1,700
	内モンゴル	2017年8月	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760
東北	黒龍江	2021年4月	1,860	1,680	1,680	1,680	1,680
	吉林	2021年12月(予定)	1,880	1,780	1,780	1,780	1,780
	遼寧	2021年11月(予定)	1,910	1,810	1,810	1,620	1,530
華東	上海	2021年7月	2,590	2,480	2,480	2,420	2,300
	江蘇	2021年8月	2,280	2,020	2,020	2,020	1,890
	(蘇州)	2021年8月	2,280	2,020	2,020	2,020	1,940
	浙江	2021年8月	2,280	2,010	2,010	2,010	2,010
	山東	2021年10月	2,100	1,910	1,910	1,910	1,810
	福建	2020年1月	1,800	1,800	1,700	1,700	1,700
華南	広東	2018年7月	2,100	2,100	2,100	2,100	1,895
	(深圳)	2018年7月	2,200	2,200	2,200	2,200	2,130
	広西	2020年3月	1,810	1,810	1,680	1,680	1,400
	海南	2018年12月	1,670	1,670	1,670	1,670	1,430
中部	河南	2018年10月	1,900	1,900	1,900	1,900	1,720
	安徽	2018年11月	1,550	1,550	1,550	1,550	1,520
	江西	2021年4月	1,850	1,680	1,680	1,680	1,530
	湖北	2021年9月	2,010	1,750	1,750	1,750	1,750
	湖南	2019年10月	1,700	1,700	1,700	1,580	1,580
西北	陝西	2021年5月	1,950	1,800	1,800	1,680	1,680
	甘肅	2021年9月	1,820	1,620	1,620	1,620	1,620
	寧夏	2021年9月	1,950	1,660	1,660	1,660	1,660
	青海	2020年1月	1,700	1,700	1,500	1,500	1,500
	新疆	2021年4月	1,900	1,820	1,820	1,820	1,670
西南	重慶	2019年1月	1,800	1,800	1,800	1,500	1,500
	四川	2018年7月	1,780	1,780	1,780	1,780	1,500
	貴州	2019年12月	1,790	1,790	1,790	1,680	1,680
	雲南	2018年5月	1,670	1,670	1,670	1,670	1,570
	チベット	2021年7月	1,850	1,650	1,650	1,650	1,400

※2021年以外の金額は2020年12月31日時点の基準額です(各地の通達などに基づき中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。